

情 個 審 答 申 第 8 号

平成 27 年 8 月 27 日

熊本市監査委員 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 高 木 絹 子

熊本市個人情報保護条例第 28 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 26 年 5 月 27 日付け、平成 26 年度諮問第 1 号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「平成 25 年度熊本市〇〇〇〇〇」について、平成 26 年〇月〇日〇時より〇〇で行われた住民監査請求人の陳述における請求人の発言に係る部分の開示決定に対する異議申立てについて

諮問第 1 号

第1 審議会の結論

第2 異議申立ての経緯

第3 申立人の主張の趣旨

申立人が平成２６年３月１７日に個人情報開示請求書にて請求した内容は、「平成２５年度熊本市〇〇〇〇〇〇についての住民監査請求」の陳述における録音内容の全ての公開であり、申立人の発言に係る部分のみの公開を求めたわけではない。

本件の請求に当たっては、情報公開窓口は当初より実施機関と連絡を取りながら対応しており、実施機関が請求の内容を承知していたのは明らかである。

それにもかかわらず、情報公開窓口からは、録音が「要旨」作成後、消去される件も、不開示の明確な説明もないまま、請求内容が変更された平成26年3月25日付けの個人情報開示決定通知書が通知され、同時に録音は消去されていた。

実施機関は、慣例に従って最終記録である「要旨」さえ開示すればよいと考えているようであるが、情報公開制度の趣旨は、決裁等を完了した最終文書でなく、行政機関の業務上の記録を広く一般に公開することである。

録音された磁気テープ等は、熊本市情報公開条例第2条第2号で開示すべき文書等として明確に定義されたものであり、開示の方法も同条例施行規則で明示されているため、条例に定められた不開示理由に該当しない限り開示されるべきものである。

また、実施機関が録音を消去したことについては、実施機関から提出された「諮問事項に関する説明書」において、録音を消去することについては、周知が不足していたと説明

しているが、当該説明書は、事後的に書かれたものであり、上記の経緯を踏まえると、請求の事実を知った上で、意図的に録音を消去したものと疑われる。

以上により、実施機関である監査事務局は、請求人の求めるとおり、速やかに録音を開示すべきである。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、「諮問事項に関する説明書」において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

申立人が平成26年4月14日付けで、本件異議申立てにより開示を請求する、当該陳述における請求人と監査委員等との発言の録音（以下「本件録音データ」という。）又は本件録音データを文字に起こした文書等については、不存在である。

今回の個人情報開示請求の対象となった「住民監査請求における監査請求人の陳述」とは、地方自治法第242条第6項に「監査委員は、第4項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。」と規定されているものである。

本来「住民監査請求に基づく監査」とは、監査委員が主導的に監査を行う職権主義によるものであり、発言の一字一句が証拠として採用される裁判のような当事者主義ではない。

したがって、この監査請求人の陳述の機会は、住民監査請求の趣旨を補充するためのものであり、陳述の記録としては、「要旨」を記録として残すことで十分にその目的が達せられるとしている。そこで、逐語録のような詳細な記録は作成しておらず、「要旨」完成後は、録音保存の必要性がないため、録音を消去していた。

従来も陳述等の内容に関する開示請求があったときは、組織として保有される記録として「要旨」を開示してきたところである。

申立人の開示請求についても、開示できるのは陳述の記録として文書化した「要旨」であるとの考え方に基づいているが、申立人が開示請求をした時点では、「要旨」が未完成であったことから、情報公開窓口の判断に従って、本件開示文書の開示決定を行ったものである。

本件録音データについては、全体の「要旨」を作成する作業も同時に進めており、全体の「要旨」が開示決定日と同日に完成したことから、従来の取扱いどおり、完成後に本件録音データは消去したものである。

第5 審議会の判断

1 本件請求文書及び本件開示文書について

開示請求書からすると、申立人が、平成26年3月17日に条例第13条の規定により行政文書に記録されている自己に関する個人情報として請求している文書は、「平

成 2 5 年度熊本市〇〇〇〇〇についての住民監査請求」の陳述における録音内容の全て（以下「本件請求文書」という。）である。

この開示請求に対し、実施機関が開示決定を行った本件開示文書は、「当該住民監査請求における申立人の発言に係る部分の要旨」を文字に書き起こした行政文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

まず、実施機関による申立人の開示請求に対する決定は、本件開示文書の全部開示であり、異議申立ての教示はなされていない。しかしながら、本件開示文書は、監査委員等の発言が開示されていない等、全てではなく、申立人の請求意図が充足されるものではなかった。したがって、異議申立て等の行政救済制度が置かれていることの趣旨を踏まえ、申立人の異議申立てに際し、実施機関が適法に当該異議申立てを受理したものと判断する。

本件異議申立てに係る判断は、インカメラ方式を用い、本件開示文書を条例、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

3 実施機関が行った開示決定について

(1) 本件請求文書の個人情報の該当性について

本件異議申立てに係る判断に当たって、本件請求文書の性質について検討する。

本件請求文書が条例第 2 条に規定する個人情報に該当するかどうかであるが、本件請求文書には申立人の氏名及び発言内容が含まれるものであるから、本件請求文書は当然に個人情報に該当する。

(2) 実施機関の本件請求文書の特定の妥当性について

実施機関は、本件請求文書を「『平成 2 5 年度熊本市〇〇〇〇〇についての住民監査請求』の陳述の要旨」であると特定しているが、この実施機関の本件請求文書の特定の妥当性につき検討する。

実施機関においては、「陳述の要旨」を組織的に用いる行政文書として取り扱っており、また、「陳述の要旨」の内容は、「要旨」とはいうものの相当程度逐語的なものであるため、「平成 2 5 年度熊本市〇〇〇〇〇についての住民監査請求」の陳述の録音内容全てがわかるものであると認めることができる。

このことから、この実施機関の本件請求文書の特定自体はその範囲で妥当であるといえる。

(3) 本件開示文書について

実施機関が全開示決定を行った本件開示文書は、本件請求文書であるとして実施機関が特定した「陳述の要旨」のうち、申立人の発言に係る部分のみが記載されたものであった。

この本件開示文書の開示決定を以って全部開示決定としたことについて、一般的に

これらのことから、本件録音データについては、実施機関において組織的に用いられていたと考えることが妥当である。

よって、本件録音データは、行政文書であったといえる。

そして、本件録音データが行政文書であったとしても、その中に不開示情報が含まれる場合は、開示部分と不開示部分との分離が技術的に困難であるため、開示ができないと考えられるものの、本件においては、「陳述の要旨」の内容から、本件録音データには不開示情報に該当する情報は含まれていないと考えられるため、その全体の開示が可能であったといえる。

(2) 本件録音データの消去について

次に、本件録音データは消去されているわけであるが、このことについて検討する。

まず、住民監査請求において、陳述の要旨、逐語録等の作成のための録音が法令上義務づけられているわけではないから、その運用については、一定程度、実施機関の裁量に委ねられていると解される。そして、実施機関としては、「陳述の要旨」の完成後に当該録音を消去しているが、請求人陳述が行われてから録音が消去されるまでの期間も約2週間程度と、実施機関の標準的な取扱いと明らかに異なるということはなく、その運用が不自然とは言えない。本件録音データは、実施機関が「陳述の要旨」を作成し、決裁回付するまでのあくまでも補完的な位置づけであったことを考慮すれば、「陳述の要旨」完成後、実施機関が本件録音データを消去したことについては合理性がないとは言えない。

ただし、本件録音データについて、実施機関における通常の標準的な保存期間が1週間から2週間程度であるとしても、前述のとおり、本件録音データは条例第2条第4号に規定する行政文書に該当するものであるから、今後、録音データが存在している間に文書等開示請求があった場合には、通常の標準的な保存期間に関わらず、一定期間保存する旨の規定を置くこと等を検討するよう付言する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	高木	絹子
会長職務代理者		大江	正昭
委	員	馬場	啓
委	員	澤田	道夫
委	員	魚住	弘久

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成２６年 ５月２７日	熊本市監査委員から諮問を受けた。
平成２６年 ６月３０日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２７年 ３月１８日	諮問の審議を行った。
平成２７年 ３月２０日	諮問の審議を行った。
平成２７年 ４月 ９日	諮問の審議を行った。
平成２７年 ４月２３日	諮問の審議を行った。
平成２７年 ５月２８日	諮問の審議を行った。
平成２７年 ６月２５日	諮問の審議を行った。
平成２７年 ７月２３日	諮問、答申案の審議を行った。
平成２７年 ８月２７日	答申案の審議を行った。